

同志社大学大学院
生命医科学研究科

ガイドブック

2026 年度

【2026 年度生対象】

2026
GUIDE

Doshisha University
Graduate School of Life and Medical Sciences

同志社大学

Contents

目 次

1. 人材養成に関する目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育研究の目的／人材養成目的／ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー	
2. 修了要件について	
修士学位取得の要件	
医工学・医情報学専攻 医工学コース・・・・・・	10
医工学・医情報学専攻 医情報学コース・・・・・・	12
医生命システム専攻・・・・・・	14
／ 専攻共通要件・・・・・・	16
／ 修士論文審査基準・・・・・・	16
博士学位取得の要件	
医工学・医情報学専攻 医工学コース、医情報学コース・・・・・・	17
医生命システム専攻・・・・・・	17
／ 専攻共通要件・・・・・・	18
／ 博士論文審査基準・・・・・・	21
3. 科目履修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
免許・資格課程の履修について／	
入学前や在学中に他大学大学院等で修得した単位の認定について／	
関西四大学大学院学生の単位互換について／長期履修学生制度について	
4. 科目登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
科目登録日程／免許・資格関係科目の登録について	
5. G P A制度による成績評価について・・・・・・・・・・	26
G P A制度の概要／履修中止制度／クレーム・コミッティ制度／成績評価結果の公表／	
科目担当者による授業講評	
6. その他の教務関連事項について・・・・・・・・・・	28
標準修業年限および在学年限について／授業時間・試験時間／	
休学・退学について／除籍について／学費について／博士課程（前期課程）修了見込について	
7. 事務室の取り扱い業務について・・・・・・・・・・	30
事務室の取り扱い業務について／各種証明書、各種届書等について／	
連絡事項の周知について／情報環境の利用について	
8. T A / R Aについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
T Aについて／R Aについて	

【全学共通記事】

同志社大学大学院学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
同志社大学学位規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
大学院一般内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
大学院研究生に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
大学院研修生に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
外国留学に関する諸規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規・・・・・・・・・・	58
同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規・・・・・・・・・・	59
関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書・・・・・・・・・・	60
路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う授業・期末試験の実施について・・・・・・・・・・	61

【重要】本要項は 2026 年度生対象です。

『生命医科学研究科ガイドブック』（本冊子）は入学時のみ配布します。

2026 年度に配布する本冊子を修了まで大切に保管し、今後も活用してください。

【重要】生命医科学研究科ガイドブック 掲載情報の更新・変更について

生命医科学研究科ガイドブックに掲載している情報に更新・変更があった場合は、生命医科学研究科ホームページ「科目登録・履修について」や大学ホームページにてコンテンツごとに変更内容を反映した状態の最新版を掲載します。

授業1週目（DO Week）と授業2週目以降に行われるオンデマンド配信の受講方法について

通常の教室での授業は13週の授業期間に受講し、残り2週分の授業はオンデマンドで受講することを基本とします。授業1週目（DO Week）のオンデマンド配信はシラバスからURLを確認、受講の上、指示された課題等に取り組んでください。具体的な受講手順については大学HPに掲載していますので、以下のURL、QRコード等から詳細を確認してください。

また、授業2週目以降に行われるオンデマンド配信の受講方法については科目担当者からの指示に従ってください。

■DO Week から始まる新たな学び

https://www.doshisha.ac.jp/students/new_calender/index.html



01 人材養成に関する目的

博士課程（前期課程）

■教育研究の目的

生命現象の本質を正しく科学的に理解すると同時に、その制御機構を多角的な視点から明らかにする教育研究活動を展開する。このことによって、生命科学ならびにその周辺に位置する基礎医学、理学、工学、さらには人文科学や社会科学等の分野までをも見渡せる学際的、総合的な研究能力を涵養・啓発することを目的とする。また、基礎医学教育を重視した生命医科学部の理念を受け継ぎ、人と社会に役立つ研究を念頭におき、新たな学問分野を開拓・運用できる人材を養成する。

医工学・医情報学専攻では、生体機能を十分に理解し、次世代技術を支える高度技術者としての進路を想定し、生命科学分野の学問的進展状況を的確に把握しつつ、医療技術のフロンティア領域である医学と工学のさまざまな複合分野で必要とされる高度技術の研究と教育を展開する。これらの活動を通じて、当該分野のさらなる技術発展に寄与できる研究者を養成するとともに、工学技術を的確に運用し次世代医療技術課題にも柔軟に対応できる能力を有する高度技術者としての総合的知識や技術の付与と啓発を行う。本専攻は医工学コースおよび医情報学コースにより構成される。具体的には、医工学コースでは、生体構造のモデル化や人工創成に関連するバイオマテリアル、生体機能の人工的实现へ向けたロボティクスやティッシュエンジニアリング等の研究、医情報学コースでは、生体情報の的確な取得に関連する生体計測技術、生体情報の処理機構の模擬に関連する脳神経機構解析や医療情報システム等の研究を行うことで高度な医工学技術の習得を目的とする。本専攻で取得できる学位は、修士（工学）である。

医生命システム専攻では、生命科学を中心とした幅広い医科学ならびに医工学知識を理解するとともに、医療関連機関における高度医療システムのさまざまな課題にも対応できる研究者の養成を目的とする。そのため、ヒトをひとつの生命システムとして捉える視点から生命現象を研究し、その制御機構の解明を目指す教育・研究を展開する。とりわけ、生体内外の刺激に応答、適応する機能システムとして生命を位置づけ、この機能を解明する学問分野を重視する。また、関連周辺医療技術の理解および生命機能維持機構解明に対する多角的なアプローチを通じて総合的な知識や技術の付与と啓発を行い、当該分野の学術発展に寄与できる研究者を養成する。具体的には、生命現象の本質を総合的に考えるシステム生物学や生命制御の基幹に関連する脳神経機構学、生命現象を分子レベルで解明する遺伝子工学や分子生物学、分子薬理学等の研究を通じて、生命医科学に関連するさまざまな現象の把握と高度な理解の習得を目的とする。本専攻で取得できる学位は、修士（理学）である。

■人材養成目的

生命医科学研究科博士課程（前期）は、生命科学を中心とした医工学・医情報学ならびに医科学の知識や技術について、生体情報の正確な計測と生体機能の工学的具現化に関する研究と、生命維持の機構とヒト疾患の発病機構に関する研究をととして、工学と医学を基盤にした総合的な研究能力を身に付けて、高度化する医学や医療における諸課題に対応できる柔軟な総合力と即戦力を有する専門技術者ならびに科学者を養成することを目的とする。

◆医工学・医情報学専攻

学力の三要素/領域：下記の資質・能力を備えた学生に修士（工学）の学位を授与する。

【知識・技能】

- ・医工学ならびに医科学の先端研究に関する知識を体系的に理解できる。
- ・医工学の基礎となる機械系・電気系・情報系・生命系において、核となる専門的知識や技術を身につけ、利用できる。

【思考力・判断力・表現力】

- ・修得した専門分野や医科学の知識と技術を駆使して、医学・医療や工学の分野において、社会に貢献できる。
- ・核となる専門分野における課題を解決するために、論理的思考に基づいた方法論を他者に伝えることができる。

【主体性・多様性・協働性】

- ・修得した専門分野で、医学・医療や工学の諸課題を自ら発見し、解決することができる。
- ・医工学ならびに医科学の先端分野の課題解決で、PDCA サイクルを考慮に入れた方法論を使える。

◆医生命システム専攻

学力の三要素/領域：下記の資質・能力を備えた学生に修士（理学）の学位を授与する。

【知識・技能】

- ①生命医科学の応用分野に関する知識を理解できる（知識・技能）。
- ②生命医科学に関する諸問題の本質を理解し、実験技術や学術的知識を適切に運用して取り組むことができる（知識・技能）。

【思考力・判断力・表現力】

- ①生命医科学分野に関する課題に対して論理的思考に基づいた研究計画の立案を行い、解決方策を学術的に探究できる（思考力・判断力）。
- ②国際感覚をもって生命医科学に関する自らの研究成果を学術論文として記述し、他者に論理的に説明することができる（表現力）。

【主体性・多様性・協働性】

- ①生命医科学と社会のつながりを意識しながら生命医科学に関する課題を発見し、研究目的を主体的にあるいは指導教員の指導の下に設定し、研究を進める能力を修得する（主体性）。
- ②生命科学者としての倫理観をもって行動し、様々な人の多様性を理解し協働しながら課題解決にあたることができる（多様性・協働性）。

◆医工学・医情報学専攻

- ・ディプロマポリシーでの資質・能力を備えるために、下記のカリキュラムを設ける。
- ・医工学ならびに医情報学の知識や技術をもちいて、医学・医療や工学における諸課題を解決できる人物を育成するために、医工学コースと医情報学コースおよび国際科学技術コースを設ける。
- ・それぞれのコースに必修科目と専門的知識を深めるための選択科目によって構成されるカリキュラムを設置する。
- ・必修科目では、核となる専門分野における課題解決のために実験や演習を行い、PDCA サイクルを考慮した実践的活動を行う（医工学コース：12 単位、医情報学コース：10 単位、国際科学技術コース：8 単位）。そのため、医工学コースには医工学研究実験Ⅰ～Ⅳとプロジェクト特別演習 A および医工学特別演習 A を設置し、医情報学コースには医情報学研究実験Ⅰ～Ⅳとプロジェクト特別演習 A を設置し、国際科学技術コースには Research and Experiments in Biomedical Sciences and InformaticsⅠ（E）～Ⅳ（E）を設置する。
- ・選択科目では、各自の研究領域の深化ならびに専門関連分野に対する幅広い素養の獲得を目的として、それぞれのコースに設置された科目群および他コース、他専攻、他研究科科目を学ぶ（医工学コース：18 単位、医情報学コース：20 単位、国際科学技術コース：22 単位）。
- ・さらに、修士論文を提出し最終試験に合格することが要求され、研究に必要な 1 ケ国語以上の外国語に通じていることが求められる。
- ・研究実験Ⅰ～Ⅳ（国際科学技術コースは Research and Experiments in Biomedical Sciences and InformaticsⅠ（E）～Ⅳ（E））では、核となる専門分野における課題を解決するために、専門知識の習得、参考論文講読、実験、専門家との議論、学会での情報収集、最先端装置の理解が必要となる。
- ・プロジェクト特別演習 A、医工学特別演習 A では、自らたてた課題に対して、PDCA サイクルを回しながら問題解決を目指すことにより、その分野に関する知識と自立化が促される。また、論文もしくは発表会が義務付けられており、課題の意義、PDCA サイクルの方針、問題解決への道筋を報告することが求められる。さらにセメスター期間での解決が必要であり、効率の良い研究が求められる。
- ・自コースに設置された専門科目群は、自らの専門分野ならびにその周辺分野の専門知識を習得するために 14 単位以上（国際科学技術コースは 8 単位以上）を履修する。
- ・他コース、他専攻、他研究科などで開講されている科目を履修することで、より幅広い興味、関心に基づいた学習をすることができる。
- ・修士論文の最終試験は、発表会により審査される。そのために、課題の説明、研究遂行の流れ、得られた結論について十分な発表ならびに質疑応答が必要とされる。

◆医生命システム専攻

- ・ディプロマポリシーでの資質・能力を備えるために、下記のカリキュラムを設ける。
- ・生命科学を中心とした医科学の知識や技術をもちいて、医学や医療における諸課題を解決できる人物を育成するために、医生命システム専攻を設ける。
- ・研究能力を高めるための必修科目と専門的知識を深めるための選択科目によって構成されるカリキュラムを設置する。
- ・必修科目では、核となる専門分野における課題解決のために実験を行い、PDCA サイクルを考慮した実践的活動を行う(8 単位)。そのため、医生命システム研究実験 I～IV(国際科学技術コースは Research and Experiments in Medical Life Systems I (E)～IV (E))を設定する。
- ・選択科目では、各自の研究領域の深化ならびに専門関連分野に対する幅広い素養の獲得を目的として、自専攻に設置された科目群からの 14 単位(国際科学技術コースは8単位以上)を含めて 22 単位を学ぶ。
- ・さらに、修士論文を提出し最終試験に合格することが要求され、研究に必要な1ヶ国語以上の外国語に通じていることが求められる。

必修科目

- ・医生命システム研究実験 I～IV では生命医科学の体系的な知識や技術をもちいて、医学及び医療における諸課題を解決するための高度な研究能力を涵養するために、研究計画の立案、研究の実施、結果の解析を行い、その集大成として修士論文の執筆と公聴会での発表が求められる。また研究を通じて、生命医科学が直面する諸課題を主体的に発見し、国際感覚や良識をもって、他者の多様性を理解し協働しながら探求し、問題解決できるようになる。

選択科目

- ・選択科目では生命医科学に関わる諸課題の本質を深く理解できるようになるため、多数の特論科目、特別講義科目、プロジェクト特別演習 A、および他専攻、他研究科科目を設置している。

博士課程（後期課程）

■教育研究の目的

生命現象の本質を正しく科学的に理解すると同時に、その制御機構を多角的な視点から明らかにする教育研究活動を展開する。このことによって、生命科学ならびにその周辺に位置する基礎医学、理学、工学、さらには人文科学や社会科学等の分野までも見渡せる学際的、総合的な研究能力を涵養・啓発することを目的とする。また、基礎医学教育を重視した生命医科学部の理念を受け継ぎ、人と社会に役立つ研究を念頭におき、新たな学問分野を開拓・運用できる人材を養成する。

医工学・医情報学専攻では、生体機能を十分に理解し、次世代技術を支える高度技術者としての進路を想定し、生命科学分野の学問的進展状況を的確に把握しつつ、医療技術のフロンティア領域である医学と工学のさまざまな複合分野で必要とされる高度技術の研究と教育を展開する。これらの活動を通じて、当該分野のさらなる技術発展に寄与できる研究者を養成するとともに、工学技術を的確に運用し次世代医療技術課題にも柔軟に対応できる能力を有する高度技術者としての総合的知識や技術の付与と啓発を行う。本専攻は医工学コースおよび医情報学コースにより構成される。具体的には、医工学コースでは、生体構造のモデル化や人工創成に関連するバイオマテリアル、生体機能の人工的実現へ向けたロボティクスやティッシュエンジニアリング等の研究、医情報学コースでは、生体情報の的確な取得に関連する生体計測技術、生体情報の処理機構の模擬に関連する脳神経機構解析や医療情報システム等の研究を行うことで高度な医工学技術の習得を目的とする。本専攻で取得できる学位は、博士（工学）である。

医生命システム専攻では、生命科学を中心とした幅広い医科学ならびに医工学知識を理解するとともに、医療関連機関における高度医療システムのさまざまな課題にも対応できる研究者の養成を目的とする。そのため、ヒトをひとつの生命システムとして捉える視点から生命現象を研究し、その制御機構の解明を目指す教育・研究を展開する。とりわけ、生体内外の刺激に応答、適応する機能システムとして生命を位置づけ、この機能を解明する学問分野を重視する。また、関連周辺医療技術の理解および生命機能維持機構解明に対する多角的なアプローチを通じて総合的な知識や技術の付与と啓発を行い、当該分野の学術発展に寄与できる研究者を養成する。具体的には、生命現象の本質を総合的に考えるシステム生物学や生命制御の基幹に関連する脳神経機構学、生命現象を分子レベルで解明する遺伝子工学や分子生物学、分子薬理学等の研究を通じて、生命医科学に関連するさまざまな現象の把握と高度な理解の習得を目的とする。本専攻で取得できる学位は、博士（理学）である。

■人材養成目的

生命医科学研究科博士課程（後期）は、生命科学を中心とした医工学・医情報学ならびに医科学の先端研究について、関連する先進的な諸研究への能動的な参画をとおして、知識と技術を質的量的ともに深め、独創的な研究法や学問分野を創造する能力を身に付けて、生命の本質を科学的に解明しその成果を社会に還元することにより、生命医科学分野の発展に寄与し、国際的に高く評価される専門技術者、科学者を養成することを目的とする。

◆医工学・医情報学専攻

学力の三要素/領域：下記の資質・能力を備えた学生に博士（工学）の学位を授与する。

【知識・技能】

- ・ 医工学ならびに医情報学の先端研究に関連する先進的な諸分野に関する知識と技術の深化ができる。
- ・ 医工学ならびに医情報学の基盤となる分野に関する専門的知識と技術を、最先端工学に応用できる。

【思考力・判断力・表現力】

- ・ 医工学ならびに医情報学の先端分野で、独創的な研究を遂行し、その成果を社会に還元することができる。

【主体性・多様性・協働性】

- ・ 医工学ならびに医情報学の知識と技術を駆使して、医学・医療や工学の研究分野に能動的な参画ができる。

◆医生命システム専攻

学力の三要素/領域：下記の資質・能力を備えた学生に博士（理学）の学位を授与する。

【知識・技能】

- ① 生命医科学の先端研究を理解する専門的能力を得る（知識・技能）。
- ② 生命医科学に関する課題を高度に専門的な知識によって理解し、独創的な研究を遂行して新たな概念や方法を提案することができる（知識・技能）。

【思考力・判断力・表現力】

- ① 専門的な理論に基づいて生命医科学における課題の解決策を提示し、研究結果の学術的な解析ができる（思考力・判断力）。
- ② 生命医科学に関する自らの研究成果を英文の学術論文として社会に発信し、他者に論理的に説明することができる（表現力）。

【主体性・多様性・協働性】

- ① 生命医科学と社会のつながりを意識しながら生命医科学に関する課題を積極的に発見し、研究計画を自ら立案、解決できる（主体性）。
- ② 生命科学者としての倫理観を修得し、様々な人の多様性を理解し協働しながら、高度な専門家として課題を探究することができる（多様性・協働性）。

◆医工学・医情報学専攻

- ・ディプロマポリシーでの資質・能力を備えるために、下記のカリキュラムを設ける。
- ・生命科学を中心とした医工学ならびに医情報学の先端研究に関連する先進的な諸研究への能動的な参画をととして、生命の本質を科学的に解明し、その成果を社会に還元することにより、生命医科学分野の発展に寄与し、国際的に高く評価される専門技術者、科学者を養成するために、医工学コースと医情報学コースを設ける。
- ・それぞれのコースに必修科目と専門的知識を深めるための選択科目によって構成されるカリキュラムを設置する。
- ・必修科目では課題解決のさらなる深化のための実験や演習を行い、PDCA サイクルを考慮した実践的活動を行う（14 単位）。そのため、医工学特殊研究Ⅰ～Ⅵ（12 単位）、医情報学特殊研究Ⅰ～Ⅵ（12 単位）とプロジェクト特別演習 B（2 単位）を設定する。
- ・選択科目では、研究科内に設置されている授業科目から 2 単位以上を履修する。
- ・博士論文を提出し、最終試験に合格すること、研究に必要な 1ヶ国以上の外国語によく通じていることが求められる。
- ・博士論文提出の要件は、査読付き学術誌への原著論文（掲載決定済を含む）1 本以上、あるいは研究科委員会での事前審査で了承されたものとする。
- ・特殊研究では、査読付き学術誌に掲載されうる原著論文の作製又は同等のレベルの成果が求められ、そのために十分深い知識の獲得と利用が必要となる。
- ・選択科目では、各自の研究課題の持つ社会的な意義や独創性を自己評価し、その成果を社会に還元する能力を修得する。
- ・特殊研究では、査読付き学術誌に掲載されうる原著論文の作製又は同等のレベルの成果が求められ、そのために客観的かつ論理的推論が必要とされる。
- ・「プロジェクト特別演習 B」（2 単位）では、研究の遂行をプロジェクトとして捉えて、研究課題の企画・立案・計画・発表・評価等に関連した実践力を養う。
- ・特殊研究では、査読付き学術誌に掲載されうる原著論文の作製又は同等のレベルの成果が求められる。そのために最先端の研究に触れ、かつ自らの結果に対する他者から評価を受けるためにも、学会出席・発表などを行う。それにより、研究の方向性や位置付けに対する客観的な視野を身に付ける。
- ・「プロジェクト特別演習 B」（2 単位）では、研究の遂行をプロジェクトとして捉えることで、研究に対する学生の「自主自立の精神」を涵養する。

◆医生命システム専攻

- ・ディプロマポリシーでの資質・能力を備えるために、下記のカリキュラムを設ける。
- ・生命科学を中心とした医科学の先端研究に関連する先進的な諸研究への能動的な参画をとおして、生命の本質を科学的に解明し、その成果を社会に還元することにより、生命医科学分野の発展に寄与し、国際的に高く評価される科学者を養成するために、医生命システム専攻を設ける。
- ・研究能力を高めるための必修科目と専門的知識を深めるための選択科目によって構成されるカリキュラムを設置する。
- ・必修科目では高度な専門的研究者としての能力を育成するために、課題解決のさらなる深化のための実験を行う（14単位）。そのため、医生命システム特殊研究Ⅰ～Ⅵ（12単位）とプロジェクト特別演習B（2単位）を設定する。
- ・選択科目では、自専攻内に設置されている授業科目から2単位以上を履修する。
- ・さらに、博士論文を提出し最終試験に合格することが要求され、研究に必要な1ヶ国以上の外国語に通じていることが求められる。
- ・博士論文提出の要件は、査読付き学術誌への原著論文（掲載決定済を含む）1本以上、あるいは研究科委員会での事前審査で了承されたものとする。

必修科目

- ・医生命システム特殊研究Ⅰ～Ⅵでは生命医科学の体系的な知識や先端的な技術をもちいて、医学及び医療における諸課題を解決し社会に還元するための専門的な研究能力を養成するために、研究背景の調査と計画の立案、研究の実施、結果の緻密な解析を行う。またその集大成として査読付学術誌での原著論文としての発信および博士論文の執筆と公聴会での発表が求められ、研究の独創性と先進性、論文としての卓越性が問われる。また研究を通じて、生命医科学が直面する諸課題を主体的に発見し、国際感覚や高い倫理観をもって、他者の多様性を理解し協働しながら探求し、高度な専門家として問題解決できるようにする。
- ・プロジェクト特別演習Bでは、研究の遂行をプロジェクトとして捉えて、研究課題の企画・立案・計画・発表・評価等に関連した実践力を養い、研究に対する学生の「自主自立の精神」の確立を目指す。

選択科目

- ・自専攻設置の深論科目では生命医科学の先端研究を理解する専門的能力を修得する。

02 修了要件について

■修士学位取得の要件

●博士課程（前期課程） 医工学・医情報学専攻 医工学コース

修了要件を満たした場合、修士（工学） Master of Science in Engineering の学位が授与されます。

1. 修了要件

<医工学コース>

必修科目			選択科目		論文
自コース 研究実験Ⅰ～Ⅳ	プロジェクト 特別演習 A	医工学 特別演習 A	自コース 設置科目	他コース※2・他専攻 他研究科・高等研究 教育院科目	
8※1	2	2	14 以上		
30 以上					

※1 研究実験Ⅰ～Ⅳはグレード制である（Ⅰに合格しなければⅡに進めない）。

研究実験Ⅰ・Ⅲは春学期、Ⅱ・Ⅳは秋学期にしか開講されない。

※2 国際科学技術コースを除く。国際科学技術コース科目を登録した場合、強制削除する。

- ① 博士課程（前期課程）に2年以上在学していること。
ただし、優れた業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、2年未満の在学であっても修了できる。（早期修了）
- ② 自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅳ」を履修していること。
なお、①のただし書きを適用して2年未満の在学で修了する者は、自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅱ」のみの履修とし、修士論文審査を含め、総合的に判断する。早期修了制度の詳細については事前に京田辺キャンパス教務センター（生命医科学研究科）にて確認すること。
- ③ 自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅳ」の8単位、「プロジェクト特別演習A」の2単位、「医工学特別演習A」の2単位、自コース設置の選択科目からの14単位を含めて合計30単位以上履修していること。上記②に記載しているなお書きを適用する者については、自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅱ」の4単位、「プロジェクト特別演習A」の2単位、「医工学特別演習A」の2単位、自コース設置科目からの18単位を含めて合計30単位以上履修していること。
- ④ 同志社大学大学院学則第7条の規定により、修士の学位を得ようとする者は、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。なお、最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。
- ⑤ 研究に必要な1ヶ国以上の外国語に通じていること。

2. 修士学位取得のプロセス

1. 1 年次

- ① 研究計画案を指導教員に提出し、その内容について相談する。
- ② 指導教員の「研究実験Ⅰ・Ⅱ」を登録する。
- ③ 1～2 年次で履修する科目について指導教員と相談する。
- ④ 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ⑤ 研究成果の発表を行い、研究科教員の指導・助言に基づいて研究内容を検討し、必要に応じて研究計画を見直す。

2. 2 年次

- ① 指導教員の「研究実験Ⅲ・Ⅳ」を登録する。
- ② 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ③ 研究成果の発表を行い、研究科教員の指導・助言を受け、修士論文を完成させる。

3. 修士論文提出

2 年次（最終学年）

10 月下旬	論文題目届提出
11 月中旬	論文提出
11 月下旬	学位論文審査会（公聴会）
2 月下旬～3 月上旬	修士学位論文総合審査 （生命医科学研究科委員会、研究科長会）
3 月下旬	学位授与式

【修士論文提出要領】

1. 学位論文題目届

修士学位論文説明会にて配布する資料にもとづき作成、印刷し、指導教員が署名捺印のうえ、提出すること。

【提出期限】 10 月下旬

2. 修士公聴会予稿資料、修士学位論文の提出

《修士公聴会予稿資料》

(1)	修士公聴会予稿資料 A4 二段組 6 ページ程度の文字数とし、各研究室の指定フォーマットとする。 ＊必要部数、フォーマット等については、別途配布する資料を参考にする。
(2)	修士学位論文製本費納入完了通知メールを印刷した用紙・・・・・・ 1 部

【提出期限】 11 月中旬

《修士学位論文》

(1)	論文〔日本語または英語〕 ＊必要冊数、フォーマット、装丁等については、後日配布する資料を参考にする。
-----	---

【提出期限】 2 月中旬

3. 製 本 費

論文は生命医科学研究科において製本、保管するため、製本に要する費用を納入すること。証明書発行サービスにログインして製本費を納入し、支払い完了メール本文を印刷した用紙を論文と一緒に提出すること。

●博士課程（前期課程） 医工学・医情報学専攻 医情報学コース

修了要件を満たした場合、修士（工学） Master of Science in Engineering の学位が授与されます。

1. 修了要件

<医情報学コース>

必修科目		選択科目		論文
自コース 研究実験Ⅰ～Ⅳ	プロジェクト 特別演習 A	自コース 設置科目	他コース※2・他専攻 他研究科科目・高等 研究教育院科目	
8※1	2	14 以上		
30 以上				

※1 研究実験Ⅰ～Ⅳはグレード制である（Ⅰに合格しなければⅡに進めない）。

研究実験Ⅰ・Ⅲは春学期、Ⅱ・Ⅳは秋学期にしか開講されない。

※2 国際科学技術コースを除く。国際科学技術コース科目を登録した場合、強制削除する。

- ① 博士課程（前期課程）に2年以上在学していること。
ただし、優れた業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、2年未満の在学であっても修了できる。（早期修了）
- ② 自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅳ」を履修していること。
なお、①のただし書きを適用して2年未満の在学で修了する者は、自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅱ」のみの履修とし、修士論文審査を含め、総合的に判断する。早期修了制度の詳細については事前に京田辺キャンパス教務センター（生命医科学研究科）にて確認すること。
- ③ 自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅳ」の8単位、「プロジェクト特別演習A」の2単位、自コース設置の選択科目からの14単位を含めて合計30単位以上履修していること。上記②に記載しているなお書きを適用する者については、自コースの「研究実験Ⅰ～Ⅱ」の4単位、「プロジェクト特別演習A」の2単位、自コース設置科目からの18単位を含めて合計30単位以上履修していること。
- ④ 同志社大学大学院学則第7条の規定により、修士の学位を得ようとする者は、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。なお、最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。
- ⑤ 研究に必要な1ヶ国以上の外国語に通じていること。

2. 修士学位取得のプロセス

1. 1年次

- ① 研究計画案を指導教員に提出し、その内容について相談する。
- ② 指導教員の「研究実験Ⅰ・Ⅱ」を登録する。
- ③ 1～2年次で履修する科目について指導教員と相談する。
- ④ 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。

2. 2年次

- ① 指導教員の「研究実験Ⅲ・Ⅳ」を登録する。
- ② 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ③ 研究成果の発表を行い、研究科教員の指導・助言を受け、修士論文を完成させる。
- ④ 研究成果の発表を行い、研究科教員の指導・助言に基づいて研究内容を検討し、必要に応じて研究計画を見直す。

3. 修士論文提出

2 年次（最終学年）

秋学期提出の場合

12 月～1 月上旬	論文題目届提出
12 月中旬～1 月下旬	予稿資料提出
1 月中旬～2 月	論文提出
1 月下旬～2 月	学位論文審査会（公聴会）
2 月下旬～3 月上旬	修士学位論文総合審査 （生命医科学研究科委員会、研究科長会）
3 月下旬	学位授与式

春学期提出の場合

7 月上旬	論文題目届提出
7 月中旬	予稿資料提出
7 月中旬	論文提出
7 月下旬～8 月上旬	学位論文審査会（公聴会）
9 月中旬	修士学位論文総合審査 （生命医科学研究科委員会、研究科長会）
9 月下旬	学位授与式

【修士論文提出要領】

1. 学位論文題目届

配布する資料にもとづき作成し、指導教員の指示に従って提出すること。

【提出期限】 春学期：7 月上旬 / 秋学期：12 月～1 月上旬

2. 学位論文、予稿資料の提出

《予稿資料》

(1)	予稿資料 ＊必要部数、フォーマット等については、別途配布する資料を参考にする。
(2)	修士学位論文製本費納入完了通知メールを印刷した用紙 1 部

【提出期限】 春学期：7 月中旬 / 秋学期：12 月中旬～1 月下旬

《修士学位論文》

(1)	論文 [日本語または英語] ＊必要冊数、フォーマット、装丁等については、別途配布する資料を参考にする。
-----	--

【提出期限】 春学期：7 月中旬 / 秋学期：1 月中旬～2 月

3. 製 本 費

論文は生命医科学研究科において製本、保管するため、製本に要する費用を納入すること。

証明書発行サービスにログインして製本費を納入し、支払い完了メール本文を印刷した用紙を論文と一緒に提出すること。

●博士課程（前期課程） 医生命システム専攻

修了要件を満たした場合、修士（理学）Master of Science の学位が授与されます。

1. 修了要件

必修科目		選択科目		論文
医生命システム 研究実験Ⅰ～Ⅳ	自専攻設置科目 (国際科学技術コースを除く)	他専攻・他研究科・高 等研究教育院科目		
8※	14 以上			
30 以上				

※研究実験Ⅰ～Ⅳはグレード制である。(Ⅰに合格しなければⅡに進めない)

※研究実験Ⅰ・Ⅲは春学期、Ⅱ・Ⅳは秋学期にしか開講されない。

- ① 博士課程（前期課程）に2年以上在学していること。ただし、優れた業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、2年未満の在学であっても修了できる。（早期修了）
- ② 「医生命システム研究実験Ⅰ～Ⅳ」を履修していること。なお、①のただし書きを適用して2年未満の在学で修了する者は、「医生命システム研究実験Ⅰ～Ⅱ」のみの履修とし、修士論文審査を含め、総合的に判断する。早期修了制度の詳細については事前に京田辺キャンパス教務センター（生命医科学研究科）にて確認すること。
- ③ 「医生命システム研究実験Ⅰ～Ⅳ」の8単位、自専攻設置科目（国際科学技術コースを除く）からの14単位を含めて合計30単位以上履修していること。上記②に記載しているなお書きを適用する者については、「医生命システム研究実験Ⅰ～Ⅱ」の4単位、自専攻設置科目（国際科学技術コースを除く）からの18単位を含めて合計30単位以上履修していること。
- ④ 同志社大学大学院学則第7条の規定により、修士の学位を得ようとする者は、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。なお、最終試験は学位論文を中心に行う。
- ⑤ 研究に必要な1ヶ国以上の外国語に通じていること。

2. 修士学位取得のプロセス

1. 1年次

- ① 研究計画案を指導教員に提出し、その内容について相談する。
- ② 指導教員の「研究実験Ⅰ・Ⅱ」を登録する。
- ③ 1～2年次で履修する科目について指導教員と相談する。
- ④ 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ⑤ 研究成果の発表を行い、研究科教員の指導・助言に基づいて研究内容を検討し、必要に応じて研究計画を見直す。

2. 2年次

- ① 指導教員の「研究実験Ⅲ・Ⅳ」を登録する。
- ② 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ③ 研究成果の発表を行い、研究科教員の指導・助言を受け、修士論文を完成させる。

3. 修士論文提出
2年次（最終学年）
秋学期提出の場合

12月中旬	論文題目届提出
12月中旬	予稿資料提出
1月下旬	論文提出
1月下旬～2月上旬	学位論文審査会（公聴会）
2月下旬～3月上旬	修士学位論文総合審査（最終試験） （生命医科学研究科委員会、研究科長会）
3月下旬	学位授与式

春学期提出の場合

7月上旬	論文題目届提出
7月中旬	予稿資料提出
7月中旬	論文提出
7月下旬～8月上旬	学位論文審査会（公聴会）
9月中旬	修士学位論文総合審査（最終試験） （生命医科学研究科委員会、研究科長会）
9月下旬	学位授与式

【修士論文提出要領】

1. 学位論文題目届

DUETにてフォーマットを配信する。指導教員の指示に従って提出すること。

【提出期限】 春学期：7月上旬 / 秋学期：12月中旬

2. 学位論文、予稿資料の提出

《予稿資料》

(1)	修士論文審査会用予稿資料 A4版（1ページ）〔日本語または英語〕 1部
-----	---

【提出期限】 春学期：7月中旬 / 秋学期：12月中旬

《修士学位論文》

(1)	論文〔日本語または英語〕 ＊必要冊数、フォーマット、装丁等については、別途配布する資料を参考にすること。
(2)	修士学位論文製本費納入完了通知メールを印刷した用紙 1部

【提出期限】 春学期：7月中旬 / 秋学期：1月下旬

3. 製本費

論文は生命医科学研究科において製本、保管するため、製本に要する費用を納入すること。

証明書発行サービスにログインして製本費を納入し、支払い完了メール本文を印刷した用紙を論文と一緒に提出すること。

●専攻共通要件

修士論文の手続について

- ・ 学期ごとに掲示します。
- ・ **修士論文を提出し修了を予定している年度には、科目登録の際、「論文」を必ず登録してください。**
- ・ 修士論文の審査は主査 1 名、副査 2 名により、公開の学位論文審査会（公聴会）を開いておこない、研究科委員会で審議して可否を判定します。
- ・ 学費未納、修了見込みでない場合、または語学試験不合格の場合は論文の審査を受けられません。ただし、学費未納者については、論文審査を受けるまでに学費を納めれば審査を受けることができます。
- ・ 学位論文題目届、予稿資料、学位論文はそれぞれの専攻・コースで指示された方法にて提出してください。原則として、代理人の提出は認めません。なお、提出期限に遅れた場合は一切受け付けません。
- ・ 審査終了後、提出された論文 3 冊は、下記の通り保管します。
 1. 生命医科学部・生命医科学研究科事務室（学籍番号順に製本）
 2. 各研究室（研究室ごとに製本）
 3. 各研究室（製本せず、バインダーのまま）

●修士論文審査基準

医工学・医情報学専攻医工学コース

1. 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 先行研究を十分に調査し、設定した課題との関連が示されていること。
3. 研究結果が明確に示され、その考察が適切に行われていること。
4. 独創性を有するものであること。
5. 方法、結果、考察にいたる論理展開に整合性、一貫性があること。

医工学・医情報学専攻医情報学コース

1. 自らの研究成果を基に、自身で作成したものであること。
2. 研究目的と課題設定が示されていること。
3. 関連研究と設定した課題の位置づけが示されていること。
4. 研究結果が明確に示され、その考察が行われていること。
5. 新たな知見が示されていること。
6. 研究目的に対応する結論が示されていること。

医生命システム専攻

1. 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 先行研究を十分に調査し、設定した課題との関連が示されていること。
3. 研究結果が明確に示され、その考察が適切に行われていること。
4. 独創性を有するものであること。
5. 方法、結果、考察にいたる論理展開に整合性、一貫性があること。

■博士学位取得の要件

●博士課程（後期課程） 医工学・医情報学専攻 医工学コース、医情報学コース

修了要件を満たした場合、博士（工学）Doctor of Philosophy in Engineering の学位が授与されます。

修了要件

必修科目		選択科目	論文
自コース 特殊研究Ⅰ～Ⅵ	プロジェクト 特別演習B	自コース設置科目	
12※	2	2以上	
16以上			

※特殊研究Ⅰ・Ⅲ・Ⅴは春学期、Ⅱ・Ⅳ・Ⅵは秋学期にしか開講されない。

注）他専攻・他コース科目、他研究科科目、異課程科目、高等院設置科目、高等院設置科目を履修しても修了単位には含まれない。

【修了要件】

- ① 博士課程（後期課程）に3年以上在学していること。
ただし、優れた研究業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、3年未満の在学であっても修了できる。（早期修了）
- ② 自コースの「特殊研究Ⅰ～Ⅵ」12単位、「プロジェクト特別演習B」2単位を含めて、自コース設置の科目から合計16単位以上を履修していること。なお、①のただし書きを適用して3年未満の在学で修了する場合の自コースの「特殊研究Ⅲ～Ⅵ」の履修については、上記によらず、博士論文審査を含めて総合的に判断する。早期修了制度の詳細については事前に京田辺キャンパス教務センター（生命医科学研究科）にて確認すること。
- ③ 博士論文を提出し最終試験に合格すること。
- ④ 研究に必要な1ヶ国以上の外国語によく通じていること。

●博士課程（後期課程） 医生命システム専攻

修了要件を満たした場合、博士（理学）Doctor of Philosophy in Science の学位が授与されます。

修了要件

必修科目		選択科目	論文
医生命システム 特殊研究Ⅰ～Ⅵ	プロジェクト 特別演習B	自専攻設置科目	
12※	2	2 以上	
16 以上			

※特殊研究Ⅰ・Ⅲ・Ⅴは春学期、Ⅱ・Ⅳ・Ⅵは秋学期にしか開講されない。

注）他専攻・他コース科目、他研究科科目、異課程科目、高等院設置科目、高等院設置科目を履修しても修了単位には含まれない。

- ① 博士課程（後期課程）に3年以上在学していること。
ただし、優れた研究業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、3年未満の在学であっても修了できる。（早期修了）
- ② 「医生命システム特殊研究Ⅰ～Ⅵ」12単位、「プロジェクト特別演習B」2単位を含めて、自専攻設置の科目から合計16単位以上を履修していること。
なお、①のただし書きを適用して3年未満の在学で修了する場合の「医生命システム特殊研究Ⅲ～Ⅵ」の履修については、上記によらず、博士論文審査を含めて総合的に判断する。早期修了制度の詳細については事前に京田辺キャンパス教務センター（生命医科学研究科）にて確認すること。
- ③ 博士論文を提出し最終試験に合格すること。
- ④ 研究に必要な1ヶ国以上の外国語によく通じていること。

●専攻共通要件

1. 博士学位取得のプロセス

1. 1 年次

- ・ 研究計画案を指導教員に提出し、その内容について相談する。
- ・ 指導教員の「特殊研究Ⅰ・Ⅱ」を登録する。
- ・ 1～3年次で履修する「深論」の科目選択、ならびに、「プロジェクト特別演習B」の履修について指導教員と相談する。
- ・ 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ・ 研究成果報告会において発表を行い、研究科教員の指導、助言に基づいて必要に応じて研究計画を見直す。
- ・ 得られた成果に応じて、査読付学術誌への投稿、国際会議への発表等を行う。

2. 2 年次

- ・ 指導教員の「特殊研究Ⅲ・Ⅳ」を登録する。
- ・ 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ・ 研究成果報告会において発表を行い、研究科教員の指導、助言に基づいて研究内容を検討する。
- ・ 得られた成果に応じて、査読付学術誌への投稿、国際会議への発表等を行う。

3. 3 年次

- ・ 指導教員の「特殊研究Ⅴ・Ⅵ」を登録する。
- ・ 指導教員および当該研究課題に関連した研究科教員より、適宜、研究指導を受ける。
- ・ 研究成果報告会において発表を行い、研究科教員の指導、助言を受ける。
- ・ 得られた成果に応じて、査読付学術誌への投稿、国際会議への発表等を行う。

4. 博士論文提出

- ・ 博士論文の提出要件は、査読付学術誌への原著論文（掲載決定済を含む）1本以上とする。ただし、研究科委員会での事前審査で了承された場合はこの限りではない。
- ・ 博士論文の審査は主査1名、副査2～4名の計3～5名で学術講演会（博士論文公聴会）を開いて、公開の場で行う。また、主査、副査により、口頭で学力確認の最終試験を行い合格した者について、研究科委員会にて審議し可否を判定する。
- ・ 博士論文については、論文要旨、審査の要旨をホームページで公開する。

2. 博士論文の手続について

【博士論文提出要領】

1. 提出の要件

査読付学術誌への原著論文（掲載決定済を含む）1本以上、あるいは研究科委員会での事前審査で了承されたものとする。

2. 博士学位授与（課程博士）を希望する場合は、所定の期日までに指導教員に申し出て指示を仰ぐ。

【申出期限】春学期：4月中旬／秋学期：10月中旬

※博士論文を提出し修了を予定している年度には、科目登録の際、「論文」を必ず登録すること。

3. 提出書類および部数

上記2.の結果、学位論文審査を行うことが承認されれば、下記書類を生命医科学部・生命医科学研究科事務室に提出すること。課程博士に関しては、学生証を持参の上、本人が提出すること。代理人の提出は認めない。なお、遅れた場合は一切受け付けない。

【提出期限】春学期：5月下旬／秋学期：11月下旬

		課程博士	論文博士
(1)	論文（参考論文も含む） 論文は仮製本でも差し支えない。	3冊	3冊
(2)	論文要旨（4000字以内）	3通	3通
(3)	学位論文審査願（論文博士の場合は学位申請書）	2通	2通
(4)	履歴書	2通	2通
(5)	研究業績一覧表	2通	2通
(6)	論文目録	2通	2通
(7)	写真	1葉	1葉
(8)	上記(2)～(6)を保存した電子媒体		
(9)	所定の審査料の領収証		1通
(10)	査読付学術誌への原著論文（掲載決定済を含む）があることを示す書類	各1通	各1通
(11)	剽窃探知オンラインツールによる確認書	1通	1通
(12)	共著論文使用にあたっての承諾書	各1通	各1通
(13)	学位論文の内容を含む論文リスト	1通	1通

4. 履歴書について

- (1) 氏名欄は自署とする。
- (2) 学歴は高等学校入学以後の履歴につき年次順に、入学・休学（ある場合）・卒業（退学）を記入すること。
- (3) 学位は修士以上の学位を記入のこと。なお、学位には専攻分野の名称、授与機関等を付記すること。
- (4) 職歴のない場合も、「なし」と記入すること。

5. 研究業績一覧表について

- (1) 項目は著書、論文、研究発表（学会等での口頭発表）、その他に分け、項目ごとにまとめて記入のこと。
- (2) 著書はその発行所名、論文は掲載誌名、巻・号、掲載ページ等、研究発表は学会名、開催場所等を記入すること。その他のものについてもこれに準ずること。

6. 論文目録について

- (1) 論文題名が外国語の場合には、和訳を附記すること。
- (2) 参考論文は、学位論文の内容を公表した、または受理されている論文（印刷中を含む）など、学位論文と深い関連があり、学位論文審査に必要となる論文を記載すること。参考論文が複数の場合は、発行年の古いものから順に列記すること。参考論文がない場合は「なし」と記入すること。なお、参考論文は別途提出のこと。
- (3) 論文がまだ印刷公表されていない時は、予定を記すこと。

7. 写真について

縦6cm×横5cm。上半身脱帽、最近3ヵ月以内に撮影された写真を「学校法人同志社写真台紙」に貼付して提出すること。

8. 査読付学術誌への原著論文（掲載決定済を含む）があることを示す書類について

雑誌の目次のコピー、出版社や編集部からのe-mailのコピーなどを添付すること。

9. 剽窃探知オンラインツールによる確認書について

論文について、指導教員に剽窃探知オンラインツールによる事前確認を依頼し、指導教員の確認署名が記載された確認書（チェックデータ添付）を受け取った上、提出すること。指導教員への依頼は提出日に間に合うように余裕をもって行うこと。

10. 共著論文使用にあたっての承諾書について

共著論文の内容を学位論文として使用する場合は、共著者から、学位論文・参考論文とすることについて承諾書を得ること。共著者1名につき1枚ずつ提出することを原則とするが、事情により、共著者複数名の連署でもよい。

11. 学位授与後にあたっての留意点について

- (1) 学位を授与された博士論文は、学位を授与された日から1年以内に同志社大学学術リポジトリでインターネット公表が原則となるため、そのことを十分に意識すること。すでに学術誌等に投稿済み、掲載済み、図書として刊行済の論文を学位論文とする場合は、出版者に確認すること。
- (2) 学位を授与された博士論文を学術誌に投稿したり、図書として刊行したいと考えている場合、出版者にあらかじめ確認をとっておくこと。

●博士論文審査基準

医工学・医情報学専攻医工学コース

1. 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 先行研究を十分に調査し、設定した課題との関連が示されていること。
3. 研究結果が明確に示され、その考察が適切に行われていること。
4. 独創性を有するものであること。
5. 方法、結果、考察にいたる論理展開に整合性、一貫性があること。
6. 学術誌への論文掲載などにより、外部評価が十分になされていること。

医工学・医情報学専攻医情報学コース

1. 自らの研究成果を基に、自身で作成したものであること。
2. 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
3. 関連研究を十分に調査し、設定した課題の位置づけが示されていること。
4. 研究結果が明確に示され、その考察が適切に行われていること。
5. 新たな知見が示されていること。
6. 研究背景、方法、結果、考察を論理的に展開していること。
7. 学術誌への論文掲載や国際会議での発表などにより、外部から評価されていること。

医生命システム専攻

1. 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 先行研究を十分に調査し、設定した課題との関連が示されていること。
3. 研究結果が明確に示され、その考察が適切かつ明確に行われていること。
4. 独創性並びに発展性を有するものであること。
5. 方法、結果、考察にいたる論理展開に整合性、一貫性があること。
6. 学術誌への論文掲載などにより、外部評価が十分になされていること。

03 科目履修について

■免許・資格課程の履修について

免許・資格課程（教職課程、博物館学芸員課程、図書館司書課程、学校図書館司書課程）の履修については、別冊『免許・資格関係 履修要項（各年度入学生用）』で確認してください。

なお、教職課程のカリキュラムは入学年度によって異なりますので、必ず各自の入学年度に応じた『免許・資格関係 履修要項』で確認するよう、注意してください。

教職課程の履修について

生命医科学研究科で取得できる教員免許教科は次のとおりです。

- ・中学校教諭普通・専修免許状（理科）
- ・高等学校教諭普通・専修免許状（理科）

教員免許状取得に必要な要件は『教育職員免許法・同施行規則』に定められており、要件となっている科目は「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」「教科及び教職に関する科目」に大別されます。

教育実習関連科目の登録について

<対象科目>

- ・教育実習 A … 教育実習 B を履修後、追加で教育実習に追加していく必要がある場合に履修
- ・教育実習 B … 教育実習を 2 週間行う学生が履修
- ・教育実習 C … 教育実習を 3 週間行う学生が履修
- ・教育実習指導
- ・教職実践演習（中・高）

<履修条件>

- ・修了予定の年度に「教育実習」「教育実習指導」「教職実践演習（中・高）」の 3 科目をセットで登録すること。
- ・中一種免及び中高両方の場合「教育実習 C」を、高一種免のみの場合は「教育実習 B」を履修すること。
- ・「教育実習 A」は基本的には履修できない。履修を希望する場合は事前に免許資格課程センター事務室まで相談すること。

■入学前や在学中に他大学大学院等で修得した単位の認定について

1. 入学前の単位の認定について

入学前に同志社大学以外または同志社大学院以外で修得した単位を生命医科学研究科において修得したものとして認定する場合があります。認定できる単位は、15単位以内です。

なお入学前に同志社大学または同志社大学院で修得した単位については、認定できる単位に上限はありません。

単位認定を希望する場合は、入学式終了後のオリエンテーションで申し出てください。

2. 在学中の単位認定について

- ①「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づいて、関西学院大学、関西大学、立命館大学の各大学院科目を履修することができます。出願については下記を参照してください。
- ②外国の大学に留学（在学留学）し修得した単位は、修了必要単位として認定する場合があります。
- ③上記①、②を合わせた認定単位の上限は15単位です。また、入学前に同志社大学以外または同志社大学院以外で修得した単位、①、②を合わせた認定単位の上限は20単位です。

3. 認定単位の成績について

認定単位の成績は、成績通知書や成績証明書に「認定」と表示され、GPAには算入されません。
なお、入学前に同志社大学で修得した科目は、同じ科目を再び履修することはできません。

■ 関西四大学大学院学生の単位互換について

同志社大学大学院の学生は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」にもとづき、関西四大学単位互換履修生として関西大学、関西学院大学、立命館大学の各大学院の授業科目を履修することができます。

出願の要領は次のとおりです。

- ・出願に先がけて、指導教員から希望する他大学大学院の授業担当教員に連絡をとってもらい、予め了解を求めること。また、自身でも直接、当該科目の初回の授業に出席し、担当教員の了解を得ておくこと。
- ・各大学大学院における履修登録が完了した段階で登録者のない科目は不開講となり、本制度による受講はできない。
- ・他大学大学院の講義概要、授業時間割等は、京田辺キャンパス教務センターで閲覧できる。
- ・本制度による履修希望者は、春学期一般登録期間中に京田辺キャンパス教務センターに連絡すること。

■長期履修学生制度について

以下に示すような要件において、長期履修学生制度を実施しています。職業を有している等の事情により標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する場合は、所定の申請手続が必要ですので、京田辺キャンパス教務センターまで問い合わせてください。

概 要

【 対象者 】

- ①職業を有している者。
- ②育児、長期介護等の事情により、標準修業年限で修了することが困難な者。
- ③その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると生命医科学研究科長が認めた者。

【 長期履修期間 】

長期履修の期間は、1年を単位として、前期課程は3年以上6年まで、後期課程は4年以上6年まで認める。

【 長期履修学生の学費 】

- ①授業料および実験実習料 標準修業年限の総額を長期履修許可年限で除した額。
- ②教育充実費 標準修業年限の間は、所定の額。それ以降は、半額。

【 申請時期 】

前期課程：入学後1年目（休学期間および学籍の無い期間を除く）の3月末

後期課程：入学後1年目、2年目（いずれも休学期間および学籍の無い期間を除く）の3月末
具体的な申請期間や申請書類の詳細等については、問合せの際に説明します。

04 科目登録について

■科目登録日程

■登録受付

学修支援システム DUETからのWEB登録です。

■登録科目確認表の確認および登録エラー修正

所定期間に「学修支援システム DUET」より登録科目確認表をダウンロードし、エラーの有無を確認してください。登録エラーがある場合は、必ず京田辺キャンパス教務センター(生命医科学研究科)で修正を行ってください。

■【1回目】履修科目確認

各自、「学修支援システム DUET」にて登録科目一覧（ホーム＞履修手続＞登録科目一覧＞）を確認してください。教室や主担当者などの情報は、登録科目一覧にある時間割表を選択し、各科目名の下にある[詳細]を押下すると表示されます。印刷するかスクリーンショットをとって、保存しておいてください。

■履修中止受付（希望者のみ）

日程はホームページ等で発表

望ましい評価が得られないと判断した科目について、履修中止することができます。

■【2回目】履修科目表確認

履修中止手続きをした場合は、各自、「学修支援システム DUET」にて登録科目一覧（ホーム＞履修手続＞登録科目一覧＞）を確認してください。教室や主担当者などの情報は、登録科目一覧にある時間割表を選択し、各科目名の下にある[詳細]を押下すると表示されます。印刷するかスクリーンショットをとって、保存しておいてください。

※秋学期の登録関係日程等については、掲示、大学ホームページ、生命医科学研究科ホームページでお知らせします。

■免許・資格関係科目の登録について

新入生で免許・資格関係科目の登録を希望する場合は、必ず、京田辺キャンパス免許資格課程センターで履修指導を受けてください。履修指導を受けなかった場合は、修了時に免許・資格を取得できないことがありますので、十分注意してください。

05 GPA 制度による成績評価について

■ GPA 制度の概要

各科目の成績評価を以下の判定基準にしたがい、7段階（A+、A、B+、B、C+、C、F）で評価し、各成績評価段階に4.5 ～ 0.0の評点（Grade Point）を付与して、1単位あたりの評点平均値（Grade Point Average）を算出する方法です。GPAは、不合格を意味するF評価の成績を含めて以下の計算式で算出します。F評価であった科目を再履修してC以上の評価を得た場合、最後についたF評価は新たな評価に書き換えられて算出されますが、過去の不合格の記録は残ります。

成績通知書には履修した全ての科目の評価とGPAが記載され、成績証明書には不合格科目を除く履修した全ての科目の評価とGPAが記載されます。

なお、「合格／不合格」で評価される科目、自由科目として登録した科目、免許・資格関係科目として登録した科目、単位認定された科目は、GPAには算入されません。

【 判定基準 】

評価	評点	判定内容
A+	4.5	特に優れた成績を示した
A	4.0	A+ に準じた成績を示した
B+	3.5	優れた成績を示した
B	3.0	B+ に準じた成績を示した
C+	2.5	妥当と認められる成績を示した
C	2.0	C+ に準じた成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

〔GPA 算出方法〕

$$\frac{(\text{A}^+ \times 4.5 + \text{A} \times 4.0 + \text{B}^+ \times 3.5 + \text{B} \times 3.0 + \text{C}^+ \times 2.5 + \text{C} \times 2.0 + \text{F} \times 0.0)}{(\text{A}^+ + \text{A} + \text{B}^+ + \text{B} + \text{C}^+ + \text{C} + \text{F})}$$

①～⑦は A ～ F の評価がついた科目の単位数の合計

■履修中止制度

授業開始後1ヵ月程度授業を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については、定められた期間中に、一定の条件のもとに、登録科目の履修中止を認めます。

■クレーム・コミッティ制度

学生からの授業内容・授業方法に関する改善の要望を受け付ける、クレーム・コミッティ制度を設けています。

（ 注意事項 ）

受講している科目の授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、京田辺キャンパス教務センターに申し出てください。なお、いかなる場合であっても、相談者の学生 ID や氏名が授業担当者に明かされることはなく、相談によって不利益を被ることはありません。

■成績評価結果の公表

各学部・研究科が定める科目を除き、授業クラス毎の平均点および、評点の分布を大学ホームページ上で公表します。

■科目担当者による授業講評

科目担当者が、学期末試験やレポート試験結果などを含めた授業関連活動に関する講評を、大学ホームページ上で公開します。教員と学生間の教育的フィードバックを目的として実施されています。

06 その他の教務関連事項について

■標準修業年限および在学年限について

標準修業年限とは、本学の各課程を修了するために必要な期間のことをさします。

課 程	標準修業年限
博士課程（前期課程）	2年
博士課程（後期課程）	3年

※早期修了の場合はこの限りではありません。

在学年限とは、本学に在学できる最大の期間をいい、この年限を超えて在学することはできません。
なお休学した期間（退学および除籍を含む）は在学期間に算入しません。

課 程	在学年限
博士課程（前期課程）	4年
博士課程（後期課程）	6年

※長期履修制度を利用した者はこの限りではありません。

■授業時間・試験時間

授業時間、試験時間については以下のとおりです。ただし、学年暦で定める各学期期末試験期間中以外に実施される試験の実施時間については各科目担当教員の指示に従って受験してください。

授業時間

1 講時	9:00~10:30
2 講時	10:45~12:15
3 講時	13:10~14:40
4 講時	14:55~16:25
5 講時	16:40~18:10
6 講時	18:25~19:55
7 講時	20:10~21:40

試験時間

1 講時	9:20~10:30
2 講時	11:00~12:10
3 講時	13:25~14:35
4 講時	15:05~16:15
5 講時	16:45~17:55
6 講時	18:25~19:35
7 講時	20:05~21:15

■休学・退学について

諸事情により休学、退学を希望する場合、京田辺キャンパス教務センターに「休学願」、「退学願」を定められた期間までに提出する必要があります。各願の提出後、生命医科学研究科委員会の議を経て正式に休学、退学が承認されます。休学期間は1年または半年とし、春学期時に休学を申請する場合時のみ1年間の休学を申請することができます。申請にあたり不明な点がある場合は必ず余裕をもって事前に京田辺キャンパス教務センターまで問い合わせてください。

願の種類	提出締切
休学願	各学期の講義開始日まで
退学願	各学期終了日まで

なお、休学できる期間は下記のとおりです。

課 程	休学可能期間（通算）
博士課程（前期課程）	2 年
博士課程（後期課程）	3 年

■除籍について

次のいずれかに該当する者は、生命医科学研究科委員会の議を経て、除籍となり本学大学院生の身分を失います。

除籍事由	除籍日
学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者	当該学年末
在学年限を超える者	当該学期末
学費未納で履修科目の登録をしていない者	

■学費について

学費については、大学から郵送する振込依頼書を使用し、指定の期日までに納入を行ってください。延納・分納を希望する場合は所定の期間内に学生生活課で申請手続を行ってください。

【各学期の学費納入振込用紙の送付予定は次のとおりです】

春学期用（年額用を含む）：4月中旬 秋学期用：10月中旬

休学申請を行った場合、別途休学在籍料納入用の振込依頼書を後日送付しますので、上記期間に送付される通常の振込依頼書は使用しないでください。

■博士課程（前期課程）修了見込について

2年次春学期の科目登録期間において、修了に必要な科目（「論文」を含む）をすべて登録することで「修了見込」の状態となり、就職活動等で必要となる「修士学位取得証明書」が発行できるようになります。

秋学期に科目追加しなければ修了見込とならない場合は「修士学位取得証明書」を発行することができないので、必ず春学期科目登録期間に「修了見込」状態になるよう1年間の科目登録を行ってください。

07 事務室の取り扱い業務について

■事務室の取り扱い業務について

生命医科学研究科事務室

修士論文・博士論文に関すること／留学についての相談／TAに関すること／RAに関すること／構内残留・入構届の申請／生命医科学会に関すること／大学院入試に関すること

京田辺キャンパス教務センター

カリキュラムについての相談／履修登録に関すること／期末試験に関すること／レポート試験に関すること／指導教員についての相談／休学、退学、再入学、改姓名等の各種申請／学生証、通学証明書の発行／各種証明書の発行に関すること

事務室開室時間

開講期間中 9:00～11:30、12:30～17:00（土曜日、日曜日、祝日（授業日を除く）は閉室）
※レポート提出の受付／証明書発行申請の受付／学生証、通学証明書再発行申請の受付／印刷機利用（授業資料のみ）の受付／教室貸出しの受付などは京田辺キャンパス教務センター総合窓口にて11:30～12:30も対応可能です。
※休曜日や開室時間の変更等については、その都度、掲示および大学ホームページでお知らせします。

■各種証明書、各種届書等について

各種証明書

就職活動や留学などで各種証明書が必要となる場合、証明書発行サービスにて発行申請を行うことで、学内に設置された証明書発行機に加えて、全国各地のコンビニエンスストアで24時間いつでも証明書が発行可能です。発行可能な証明書は表のとおりです。また、証明書発行機での発行可能時間は時期により異なりますので注意してください。

証明書発行方法の詳細については以下 URL もしくは QR コードから確認してください。

■証明書

<https://www.doshisha.ac.jp/education/certificate/index.html>



証明書の種類	発行について
在学証明書、成績証明書、修士学位取得見込証明書、修士学位授与証明書、博士学位授与証明書 等	和文：1 通 200 円
	英文：1 通 300 円
健康診断証明書	春学期登録期間中に実施される定期健康診断を受診していることが必要
学割証	年度内 10 枚が上限。就職活動などで 10 枚以上必要となる場合は教務センターに相談すること

各種届書

届出事項	場 所	摘 要
改姓（名）届	京田辺キャンパス教務センター	戸籍抄本を添えて届け出ること
住所変更届	DUET上から提出	住所、電話番号に変更があった場合は、必ずDUETで修正すること

■連絡事項の周知について

学生のみなさんへのお知らせは、掲示板、DUET、大学付与メールアドレス宛へのメール連絡等により行います。どちらも常時、確認するようにしてください。

掲示板について

生命医科学部・生命医科学研究科事務室北側と知真館2号館2階東側に設置されています。科目登録や授業についてのお知らせなど、教務に関することは知真館の掲示板に掲示します。

定期試験に関する情報は、DUETにて公開します。

■情報環境の利用について

入学時に交付されるユーザID を用いて本学の情報環境を利用するためには、「ネットワーク利用資格認定試験」を受験し、合格しなければなりません。試験はインターネットを利用して各自で受験してください。詳細については「ネットワーク利用資格認定試験テキスト」を参照してください。

未受験および不合格のままでは、一定の期日（入学後1ヵ月程度）をもって、本学の情報環境のうち、次の機能が利用できなくなります。

- 学内 LAN の利用
 - ・WWWブラウザによる学外Web参照
 - ・持込端末（有線・無線）での接続
- 以下のサービスの利用
 - ・学術情報（図書館）システム〔認証を伴うサービスのみ〕
 - ・Office 365（メール、OneDrive、Teams 等）
 - ・VPN接続（学外からの仮想PC接続サービス、DoKoDeMoプリント利用含む）

無線LAN接続の利用について

医心館グランドフロアの「多目的室」「コモンスペース」には、持込パソコンが接続可能な無線LANを整備しています。

08 TA/RAについて

■ TAについて

TA（ティーチング・アシスタント）とは

生命医科学部・生命医科学研究科では学部生、大学院前期課程学生教育効果を高めるために、科目担当者の補助をしていただく大学院生を募集しています。この業務を請け負う者を総称してティーチング・アシスタント（TA）といい、前期課程の学生をTA（M）、後期課程の学生をTA（D）と称します。

TAの業務内容

- ・ 演習、実習、実験、調査等の授業の教育補助
- ・ 学部学生・大学院前期課程学生に対する学習上の指導および相談
- ・ その他、教育上必要と認める教育補助業務

担当者により異なりますが、例えば、授業の出欠調査、講義資料収集・作成および配布、答案・レポート整理、学生の質問への対応、機械的採点補助等も含まれます。なお、大学院前期課程科目対象のTAは後期課程在籍者のみとします。

任用期間

任用期間は、学年暦に定める学期の期間に合わせることを原則とする。

報酬

報酬は、TA（M）、TA（D）ともに時給1,700円です。

勤務報告について

勤務した場合は、学生勤務管理システム（Webシングルサインオンにログイン後に選択）より出勤・退勤の時刻および勤務内容の記録・申請を行ってください。

勤務時間は、24時間方式で毎月月末までに必ず申請を行ってください。詳細については、任用後に生命医科学部事務室よりお知らせします。なお、記入漏れの申請については、報酬の支払いがでない場合がありますので、ご注意ください。

■ RAについて

RA（リサーチ・アシスタント）とは

生命医科学研究科では、本学大学院後期課程在籍者が幅広い知識・経験を修得するために本学の専任教員が行う共同研究の補助業務を請け負う者を総称してリサーチ・アシスタント(RA)と称します。

RAの業務内容

- ・ 文部科学省、日本学術振興会、日本私立学校振興・共済事業団で採択された共同研究
- ・ 前述以外の学外資金による共同研究
- ・ 上記2項目以外の研究指導上、有益と認められる共同研究の補助作業

任用について

本学大学院 博士課程（後期課程）に在学生の中から任用します。任用期限は1年以内とします。
ただし、通算3年を限度として任用することができます。

※ RA任用者はTAを兼ねることはできません。

報 酬

報酬は時給1,700円です。

RA勤務表の記入について

報酬は「RA勤務管理表および報告書」に基づき、定められた日に銀行振込により支払われます。
RA勤務表は毎月月末までに記入してください。

全学共通記事

第1章 総 則

第1条 本学大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2条 本学大学院の課程は、前期及び後期の課程に区分する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）、前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）、修士課程及び専門職学位課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条の2 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科において専攻毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第3条 本学大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

	前期課程又は修士課程	後期課程
神学研究科	神学専攻	神学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻
	文化史学専攻	文化史学専攻
	国文学専攻	国文学専攻
	美学芸術学専攻	美学芸術学専攻
社会科学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻

	メディア学専攻	メディア学専攻
	教育文化学専攻	教育文化学専攻
	社会学専攻	社会学専攻
	産業関係学専攻	産業関係学専攻
法学研究科	政治学専攻	政治学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	公法学専攻	公法学専攻
経済学研究科	理論経済学専攻	経済政策専攻
	応用経済学専攻	
商学研究科	商学専攻	商学専攻
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	総合政策科学専攻
文化情報学研究科	文化情報学専攻	文化情報学専攻
理工学研究科	情報工学専攻	情報工学専攻
	電気電子工学専攻	電気電子工学専攻
	機械工学専攻	機械工学専攻
	応用化学専攻	応用化学専攻
	数理環境科学専攻	数理環境科学専攻
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	医工学・医情報学専攻
	医生命システム専攻	医生命システム専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学専攻
心理学研究科	心理学専攻	心理学専攻
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	グローバル・スタディーズ専攻
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	

(2) 一貫制博士課程

脳科学研究科 発達加齢脳専攻

(3) 専門職学位課程

司法研究科 法務専攻

ビジネス研究科 ビジネス専攻

2 専門職大学院に関する事項は、専門職大学院学則として別にこれを定める。

3 総合政策科学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

4 本学大学院に高等研究教育院を置く。高等研究教育院に関する規程は、別に定める。

第4条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 一貫制博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、各研究科の定めるところにより、その履修を博士課程の前期課程、修士課程又は博士課程の後期課程では6年、一貫制博士課程では8年まで認めることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年

限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第5条 博士課程の前期課程に4年、後期課程に6年を超えて在学することを認めない。

2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。

3 一貫制博士課程に8年を超えて在学することを認めない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、博士課程の前期課程又は修士課程において前条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定された履修期間を在学年限の上限とすることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、研究指導、履修方法及び教育方法の特例

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6条の2 大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第6条の3 第20条の2により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国におい

て履修し単位を修得した者及び大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

2 第20条の2により留学した大学の大学院において受けた研究指導は、博士課程の後期課程又は一貫制博士課程において、その一部を認定することができる。

第6条の4 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位は、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第6条の2第2項及び第6条の3第1項により修得したもののみを単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の5 高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状を得ようとする者は、各研究科における授業科目から教育職員免許状及び同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。(ただし、高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得資格を有する者)

2 本学大学院において取得できる免許状の種類(教科)は、次のとおりとする。

神学研究科

神学専攻	中専免(宗教)、高専免(宗教)
------	-----------------

文学研究科

哲学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
英文学・英語学専攻	中専免(英語)、高専免(英語)
文化史学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)
国文学専攻	中専免(国語)、高専免(国語)
美学芸術学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)

社会学研究科

社会福祉学専攻	高専免(福祉)
メディア学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
教育文化学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
社会学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
産業関係学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

法学研究科

政治学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
私法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
公法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

経済学研究科

理論経済学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
応用経済学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

商学研究科

商学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)、高専免(商業)
------	-------------------------

総合政策科学研究科

総合政策学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
---------	-----------------

文化情報学研究科	
文化情報学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
理工学研究科	
情報工学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
応用化学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
数理環境科学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）、中専免（理科）、高専免（理科）
生命医科学研究科	
医工学・医情報学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
医生命システム専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
スポーツ健康科学研究科	
スポーツ健康科学専攻	中専免（保健体育）、高専免（保健体育）
心理学研究科	
心理学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
グローバル・スタディーズ研究科	
グローバル・スタディーズ専攻	中専免（社会）、高専免（公民）

第6条の6 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科の定めるところによる。

第6条の7 本学大学院には、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の8 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生を別に定める他の大学大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士課程の前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の9 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関

しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

5 修士の学位を得ようとする者は、博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。ただし、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

7 前2項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語に通じていることを一条件とする。

8 本学大学院は、第6条の4の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（区分制博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程の前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 前項の規定は、博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者の第7条第1項及び同条第2項に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

第8条 修士の学位論文は、在学期間中に提出し審査を終了するものとする。

2 博士の学位論文は、在学期間中に学長に提出し、提出された

日から1年以内に審査を終了するものとする。

第9条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。

2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第10条 本学大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

博士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、学術）

修士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、美学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、比較政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、経営学、学術）

2 前項に規定する学位には、「博士（神学）（同志社大学）」又は「修士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

3 本学は、別に定める同志社大学学位規程により博士課程を経ることなくして、博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留學、退學、除籍及び再入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第15条 博士課程の前期課程、一貫制博士課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに

準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

2 博士課程の後期課程に入学又は一貫制博士課程の第3年次に転入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を得た者

(2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第15条の2 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第16条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考查方法、時期等については、その都度定める。

第17条 他の大学大学院学生又は本学大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる考查を経たうえで、転入学を許可することができる。

第18条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの9に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することができる。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第19条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学大学院の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合等は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して博士課程の前期課程又は修士課程においては2年、博士課程の後期課程においては3年、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。ただし、母国における兵役義務による休学は、この期間に算入しない。

4 休学期間は、第4条及び第5条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第20条の2 学生は、在学中当該研究科教授会又は研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

第22条 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、諭旨退学させることがある。

第23条 学長は、品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会又は研究科委員会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。第1号については、春学期末修了予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第5条に規定する在学年限を超える者

(3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第23条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、それを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第23条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生、委託生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人研究生

第24条 各研究科又は高等研究教育院に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第24条の2 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

第24条の3 本学大学院博士課程の後期課程に6年間在学した者又は一貫制博士課程に8年間在学した者が、その後、研究指導を受けることを希望するときは、当該研究科において、研究生

としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する内規は、別に定める。

第24条の4 本学大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第25条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本学大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て修学を許可することがある。

2 委託生が選修科目の試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第25条の2 他の大学大学院学生で、本学大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関する内規は、別に定める。

第26条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第27条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

4 委託生修学科、大学院研修生研修料、大学院研究生及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第28条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学科、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Ⅰから別表Ⅰの8にこれを定める。

2 博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、学位論文を提出してその審査のために在籍する期間については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。ただし、上記の者が退学した場合、退学日から3年以内に再入学を許可され、再入学と同時に学位論文を提出したときには、本項本文を適用する。

3 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入

学金を除く他の学費の納入を要しない。

- 5 第24条第2項に定める、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。
 - 6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。
 - 7 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。
 - 8 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。
 - 9 第23条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。
- 第28条の2 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。
- 2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。
- 第28条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。
- 2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 削 除

第29条 削除

第11章 教育研究実施組織及び運営組織

- 第30条 大学院における授業並びに指導は、一定数の本学教員がこれを担当する。
- 第31条 大学院及び各研究科に共通する重要事項は、部長会で審

議する。

- 2 部長会に関する規程は、別に定める。

第32条 学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置く。

- 2 研究科教授会及び研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学位論文審査に関する事項
- (5) 学則、研究科諸規程に関する事項
- (6) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項

3 研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会及び研究科委員会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

5 研究科教授会及び研究科委員会の組織及び運営に関する事項は、当該研究科教授会又は研究科委員会において定める。

第33条 大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長としてこれを管掌し、グローバル・スタディーズ研究科においてはグローバル・スタディーズ研究科長が、脳科学研究科においては脳科学研究科長が、ビジネス研究科においてはビジネス研究科長が管掌する。その他、大学院の事務を遂行するため、職員を置く。

第33条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12章 学生の入学定員及び収容定員

第34条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

研究科	前期課程又は修士課程			後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
神学研究科	神学専攻	20	40	神学専攻	5	15
文学研究科	哲学専攻	7	14	哲学専攻	3	9
	英文学・英語学専攻	10	20	英文学・英語学専攻	4	12
	文化史学専攻	15	30	文化史学専攻	4	12
	国文学専攻	10	20	国文学専攻	3	9
	美学芸術学専攻	5	10	美学芸術学専攻	3	9
	計	47	94	計	17	51
社会学研究科	社会福祉学専攻	10	20	社会福祉学専攻	6	18
	メディア学専攻	5	10	メディア学専攻	2	6
	教育文化学専攻	7	14	教育文化学専攻	3	9
	社会学専攻	10	20	社会学専攻	5	15
	産業関係学専攻	5	10	産業関係学専攻	2	6
	計	37	74	計	18	54
法学研究科	政治学専攻	40	80	政治学専攻	5	15
	私法学専攻	45	90	私法学専攻	5	15
	公法学専攻	45	90	公法学専攻	5	15
	計	130	260	計	15	45
経済学研究科	理論経済学専攻	25	50	経済政策専攻	5	15
	応用経済学専攻	25	50			
	計	50	100	計	5	15
商学研究科	商学専攻	65	130	商学専攻	5	15
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	70	140	総合政策科学専攻	15	45
文化情報学研究科	文化情報学専攻	30	60	文化情報学専攻	5	15
理工学研究科	情報工学専攻	60	120	情報工学専攻	5	15
	電気電子工学専攻	70	140	電気電子工学専攻	7	21
	機械工学専攻	80	160	機械工学専攻	8	24
	応用化学専攻	80	160	応用化学専攻	7	21
	数理環境科学専攻	25	50	数理環境科学専攻	3	9
	計	315	630	計	30	90
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	90	180	医工学・医情報学専攻	2	6
	医生命システム専攻	20	40	医生命システム専攻	12	36
	計	110	220	計	14	42
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	10	20	スポーツ健康科学専攻	6	18
心理学研究科	心理学専攻	10	20	心理学専攻	6	18
グローバルスタディーズ研究科	グローバルスタディーズ専攻	45	90	グローバルスタディーズ専攻	18	54
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	45	90			
合 計		984	1,968	合 計	159	477

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
脳科学研究科	発達加齢脳専攻	10	50
合 計		10	50

第13章 研究指導施設及び厚生保健施設

第35条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

第36条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。

第37条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

第14章 雑 則

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 本学大学院は、学費及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、在学生及び入学志願者に対して明示するように努めるものとする。

附 則

- この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 第20条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
- 第3条及び第34条は、文学研究科の改組・再編に伴う、文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程又は修士課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程の設置並びに文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻の後期課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の後期課程の設置、文学研究科英文学専攻及び美学および芸術学専攻の前期課程並びに哲学および哲学史専攻、英文学専攻及び美学および芸術学専攻の後期課程の名称変更により2005年4月1日から改正施行する。

なお、廃止又は名称変更を行う各専攻は、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。(2005年4月1日改正)

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第23条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2007年4月1日から施行する。

- 第3条及び第34条は、神学研究科の改組・再編に伴う、神学研究科聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程の廃止及び神学研究科神学専攻の前期課程の設置並びに神学研究科歴史神学専攻の後期課程の名称変更、及び文化情報学研究科文化情報学専攻の前期課程及び後期課程の設置により改正施行する。

なお、聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程及び歴史神学専攻の後期課程は、2007年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 第3条及び第34条は、工学研究科知能工学専攻及び電気工学専攻の名称変更並びに生命医科学研究科生命医科学専攻の設置により改正施行する。

なお、知能工学専攻及び電気工学専攻は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 第3条及び第34条は、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程の廃止及び工学研究科数理環境科学専攻の課程変更並びに心理学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程の設置により改正施行する。

なお、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに工学研究科数理環境科学専攻の修士課程は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、修業年限、在学年限、課程修了の認定、休学期間及び教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 第3条、第33条及び第34条は、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程の設置及びグローバル・スタ

ディーズ研究科グローバル・スタディーズ専攻の前期課程及び後期課程の設置並びにこれに伴うアメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程の廃止により改正施行する。

なお、アメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程は、2010年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第4条第4項に規定する長期にわたる教育課程の履修は、2010年度第1年次入学生から適用する。ただし、一貫制博士課程においては、2010年度第1年次入学生及び2010年度転入学生から適用する。
- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、社会学研究科教育学専攻の名称変更により改正施行する。
なお、教育学専攻は、2011年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、工学研究科、工業化学専攻の名称変更、生命医科学研究科の改組・再編に伴う、生命医科学研究科生命医科学専攻の廃止及び生命医科学研究科医工学・医情報学専攻、医生命システム専攻の設置、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の課程変更、脳科学研究科発達加齢脳専攻の設置により改正施行する。
なお、工学研究科各専攻及び生命医科学研究科生命医科学専攻並びにスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程は、2012年度より学生募集を停止する。ただし、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

- 2 第3条、第33条及び第34条は、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻の修士課程の設置により改正施行する。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、論文審査在籍料については、2016年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程は、2017年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2026年度第1年次入学生から適用し、2025年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

別表Ⅰ 学費

入学金、授業料及び教育充実費
区分制博士課程及び修士課程

博士課程（前期）又は修士課程

（年額）

	入学金	授業料	教育充実費
神学科学研究科 文学研究科 社会学研究科 法学研究科 経済学研究科 商学研究科 総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科	第1年次	200,000 円	515,000 円
	第2年次		715,000 円
	所定単位修得者		357,500 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	599,000 円
	第2年次		799,000 円
	所定単位修得者		421,000 円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000 円	854,000 円
	第2年次		1,054,000 円
	所定単位修得者		585,000 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	626,000 円
	第2年次		826,000 円
	所定単位修得者		448,000 円
心理学研究科	第1年次	200,000 円	649,000 円
	第2年次		849,000 円
	所定単位修得者		456,000 円
ビジネス研究科 グローバル経営研究専攻	第1年次	200,000 円	586,000 円
	第2年次		786,000 円
	所定単位修得者		393,000 円

(1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。

(3) 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。

(4) 博士課程の前期課程又は修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。

(5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。

(6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。

(7) MOTコース生がビジネス研究科を修了し、理工学研究科MOTコースに転入学した場合は、(5)にかかわらず、授業料は838,000 円、教育充実費は78,000 円とし、入学金の全額を免除する。

なお、理工学研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、理工学研究科の第2年次学費を適用する。

(8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。

ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。

また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。

イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。

ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。

エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。

オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

博士課程（後期）

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神 学 研 究 科 文 学 研 究 科 社 会 学 研 究 科 法 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 商 学 研 究 科 総 合 政 策 科 学 研 究 科 グローバルスタディーズ研究科	第 1 年次	200,000 円	484,000 円	123,000 円
	第 2 年次		684,000 円	123,000 円
	第 3 年次		684,000 円	123,000 円
	3 年以上在学者		342,000 円	61,500 円
文 化 情 報 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	570,000 円	133,000 円
	第 2 年次		770,000 円	133,000 円
	第 3 年次		770,000 円	133,000 円
	3 年以上在学者		362,500 円	66,500 円
理 工 学 研 究 科 生 命 医 科 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	825,000 円	162,000 円
	第 2 年次		1,025,000 円	162,000 円
	第 3 年次		1,025,000 円	162,000 円
	3 年以上在学者		453,500 円	81,000 円
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	595,000 円	133,000 円
	第 2 年次		795,000 円	133,000 円
	第 3 年次		795,000 円	133,000 円
	3 年以上在学者		362,500 円	66,500 円
心 理 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	613,000 円	138,000 円
	第 2 年次		813,000 円	138,000 円
	第 3 年次		813,000 円	138,000 円
	3 年以上在学者		377,000 円	69,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者からは、入学金を徴収しない。
- (3) 3年を超えて在籍した場合の学費は、第3年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から3年以上在学者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学大学院修了生に限り、入学金は徴収しない。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
 - ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 - イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 - ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 - エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 - オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

一貫制博士課程

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
脳 科 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第 2 年次		1,054,000 円	156,000 円
	第 3 年次		825,000 円	162,000 円
	第 4 年次		1,025,000 円	162,000 円
	第 5 年次		1,025,000 円	162,000 円
	所定単位修得者		453,500 円	81,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 5年を超えて在籍した場合の学費は、第5年次の学費を適用する。
- (4) 一貫制博士課程において、5年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
- ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
- ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
- エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在籍料

半年又は1年	60,000 円
--------	----------

- ・論文審査在籍料により在籍する期間に学部又は大学院の授業科目を履修することはできない。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1 年	300,000 円
1 学期	150,000 円

休学在籍料

休 学 期 間	休学在籍料
1 年	120,000 円
半 年	60,000 円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表Ⅰの２ 履修料

履修登録料	全研究科及び高等研究教育院	50,000 円
履修料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	24,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	26,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	33,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	27,000 円
	高等研究教育院	26,000 円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
(3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の研究科及び高等研究教育院に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの３ 聴講料

聴講登録料	全研究科	50,000 円
聴講料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	16,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	17,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	22,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	18,000 円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
(3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの４ 委託生修学料

(年額)

研究科	修学料
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円
文化情報学研究科	349,500 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	477,000 円
スポーツ健康科学研究科	363,000 円
心理学研究科	374,500 円
ビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円

修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学料を2分の1とする。

別表Ⅰの５ 外国人留学生（特別学生） 入学金及び研修料

	入学金	研修料 (年額)	研修料（年度内の在学期間が7月以内の場合）
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	50,000 円	480,000 円	240,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	50,000 円	520,000 円	260,000 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	50,000 円	660,000 円	330,000 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	50,000 円	540,000 円	270,000 円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
(2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
(3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
(4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
(5) 特別学生が、年度内に20単位（年度内の在学期間が7月以内の場合は10単位）を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。
(6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。
(7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの６ 外国人研究生 研究指導料 (月額)

課程	研究科	研究指導料
博士課程（前期課程） 又は修士課程	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理 工 学 及 び 生 命 医 科 学 研 究 科	35,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	29,000 円
博士課程（後期課程）	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理 工 学 及 び 生 命 医 科 学 研 究 科	35,000 円
	心 理 学 研 究 科	29,000 円
一貫制博士課程	脳 科 学 研 究 科	35,000 円

別表Ⅰの７ 大学院研究生 研究指導料

研 究 科	研究指導料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	309,000 円	154,500 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	329,000 円	164,500 円
理 工 学 及 び 生 命 医 科 学 研 究 科	420,000 円	210,000 円
心 理 学 研 究 科	344,000 円	172,000 円
脳 科 学 研 究 科	420,000 円	210,000 円

別表Ⅰの８ 大学院研修生 研修料

研 究 科	研修料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円	153,750 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	328,000 円	164,000 円
理 工 学 及 び 生 命 医 科 学 研 究 科	419,000 円	209,500 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円	171,500 円

別表Ⅰの９ 入学検定料

区 分		金 額
一般入学試験 その他特別入学試験 転入学試験		35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験	書類選考及び研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円
法学研究科ダブル・ディグリーコース入学試験		10,000 円
理工学研究科・生命医科学研究科 国際科学技術コース入学試験 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 入学試験	書類選考及び研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円

別表Ⅱ 各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表 (省略)

同志社大学学位規程

(2025 年 4 月 1 日改正)

この規程は、学校教育法第 104 条及び学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）に準拠して制定したものである。

（学位の授与）

第 1 条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。
学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

（博士の学位）

第 2 条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science
法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
学術	Doctor of Arts

（博士の学位授与の要件）

第 3 条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第 1 項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

（修士の学位）

第 4 条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies
法学	Master of Laws
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
学術	Master of Arts

（修士の学位授与の要件）

第 5 条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士(専門職)	Juris Doctor
ビジネス修士(専門職)	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications
産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B.A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

(1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。

(2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。

(3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めたときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。

(4) 審査委員は、互選によって主査委員を定めるものとする。

(5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうえ学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。

(6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。

(7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について可否を決定する。票決は無記名投票とする。

(8) 学長は研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。

3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネット

の利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

- 第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

（報 告）

- 第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位の名称）

- 第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

（学位授与の取消）

- 第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。
- 2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。
- 3 第1項の学位の取消し手続きは、別に定める。
- 4 第1項により学位を取消された者の学籍は退学とし、再入学は認めないものとする。
- 5 学位規程第3条第2項により授与された学位を第1項により取消された者は、本学に対して学位論文の審査を請求することはできない。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年以内の期間内に学位論文を提出する場合	25,000 円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年を超える期間経過した後学位論文を提出する場合	150,000 円
学外者で、論文提出による場合	150,000 円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000 円

備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表Ⅱ 学位記様式（略）

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱いによる。

試 験

- 1 学費未納のままでは受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

- 4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- 5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

修士論文・学位授与式

- 1 修士論文
 - (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者が決定される。
 - (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
 - (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
 - (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
 - (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。
- 2 学位授与式

春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

学 業 成 績

- 1 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

- 1 届 書
 - (1) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
 - (2) 性別変更届 戸籍抄本添付のこと。
 - (3) 住所変更届
- 2 願 書
 - (1) 休 学 願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
 - (2) 退 学 願 理由記載のこと。
 - (3) 再 入 学 願 理由記載のこと。
 - (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。
- (7) 転研究科転専攻願 理由記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、再入学後の学籍は退学時のものとする。

転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に

限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。

- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。
- 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000 円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000 円
- (3) 図書館司書課程 10,000 円

- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

教員免許状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

附 則

この内規は2024年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する内規

(2023年4月1日改正)

- 第1条 大学院学則第24条の3の研究生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第2条 研究生として研究を希望する者は、所定の研究生願書に指導教授の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。
- 第3条 研究生の研究期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。
- 第4条 研究生として研究を許可された者は、所定の期日までに別に定める研究指導料を納入しなければならない。
- 2 研究生には、研究生証を交付する。

- 第5条 研究生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第6条 研究生が学内施設及び設備を使用するときは、研究生証を提示しなければならない。
- 第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。
- 第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

大学院研修生に関する内規

(2023年4月1日改正)

- 第1条 大学院学則第24条の4及び専門職大学院学則第38条の研修生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第2条 研修生として研修を希望する者は、所定の研修生願書に指導教員の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。
- 第3条 研修生の研修期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研修を希望する者は、研修期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。
- 第4条 研修生として研修を許可された者は、所定の期日までに別に定める研修料を納入しなければならない。
- 2 研修生には、研修生証を交付する。

- 第5条 研修生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第6条 研修生が学内施設及び設備を使用するときは、研修生証を提示しなければならない。
- 第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。
- 第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として同志社大学学則第27条の2、同志社大学大学院学則第20条の2、同志社大学専門職大学院学則第29条又は同志社大学法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規において外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規において留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。

ただし、大学院学生には適用しない。

(1) 本学に1年以上在学していること。

(2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱は、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国の大学に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願い出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類（留学した大学の発行するもの）を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

(1) 成績証明書（時間数、単位数、科目名を明記したもの）

(2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

(3) 受講した科目の内容を説明した教授細目

(4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2026年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

(定義)

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生（以下「派遣留学生」という。）とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

(取扱)

第3条 派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規」の定めるところによる。

(出願条件)

第4条 派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

(義務)

第5条 派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(推薦方法)

第6条 派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

(候補者の決定)

第7条 派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受入決定に基づき、学長が行う。

(留学期間)

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2026年4月1日から施行する。

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書

(2004 年 4 月 1 日改正)

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、各大学大学院の規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学大学院の授業科目を履修し単位を取得することを認めるにあたり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

〔受入れ〕

第1条 各大学大学院の修士課程、博士課程（前期および後期の課程に区分した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に在籍する正規の学生が、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、当該授業科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

〔単位互換履修生〕

第2条 各大学大学院は、前条により受け入れた学生を「関西四大学単位互換履修生」(以下、「履修生」という。)として取り扱う。

〔履修期間〕

第3条 履修生の履修期間は、履修生の希望を勘案のうえ、受入大学大学院が決定する。

〔授業科目の範囲および単位数〕

第4条 履修生が履修できる授業科目の範囲および取得できる単位数は、別に定める。

〔受入学生数〕

第5条 各授業科目に履修生として受け入れる学生数は、受入大学大学院が決定する。

〔派遣および受入手続〕

第6条 履修生の派遣および受入手続は、別に定める。

〔単位の授与等〕

第7条 履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学大学院の正規の学生と同様に扱う。

〔履修料等〕

第8条 履修生の選考料および履修料等は、別に定める。

〔覚書〕

第9条 本協定の実施に必要な事項について定めるために、覚書を締結する。

附 則

- 1 この協定は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い1998（平成10）年3月31日をもって「関西四大学大学院学生の交流に関する申合せ」は廃止する。
- 3 この協定は、2004（平成16）年4月1日から改正施行する。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA 室）までご相談ください。

単位制について

単位制とは、各研究科ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に修了に必要な単位数を修得していく制度です。

下記に記載している大学院学則のとおり、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

修了必要単位数は研究科によって異なるので、所属研究科の欄を参照してください。大学院授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（大学院学則第6条）

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

- （1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- （2）実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- （3）第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・期末試験の実施について

路線が不通の場合や暴風警報、特別警報が発表された場合には、授業および期末試験の実施について以下の措置をとります。

I. 路線が不通の場合

- ・「1. 対象となる路線」の定める条件に合致した場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。
- ・開通後は、「2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。
- ・該当交通機関の事故等による一時的な運転見合わせの場合には、平常どおり授業・期末試験を実施しますのでご注意ください。

1. 対象となる路線

次のイ、ロ、ハのいずれかひとつの条件に合致する場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。

[今出川校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 次表のa～dの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間

[京田辺校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

ハ. 次表のa～eの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間
e	JR	木津～京橋間

2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時

開通後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに開通	3講時から実施
15時55分までに開通	6講時から実施
15時56分時点で不通が継続中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

開通時刻	開始講時
6 時 30 分までに開通	1 講時（9 時 30 分）から実施（平常どおり）
10 時 00 分までに開通	2 講時（13 時 00 分）から実施
12 時 30 分までに開通	3 講時（15 時 30 分）から実施
12 時 31 分以後に開通	全講時実施しない

II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- ・「1. 警報発表対象地域」に示す表の府県予報区、一次細分区域、市町村等をまとめた地域、または二次細分区域のいずれかひとつを対象に暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時から、その日の授業・期末試験の実施を中止します。
- ・ただし、発表された時点で、すでに実施中もしくは開始直前の授業・期末試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- ・特別警報が発表された場合、該当地域は非常に危険な状況にあります。特別警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- ・警報解除後、危険が回避されたことが確認された場合には、「2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。ただし、状況判断の上、別途指示することがあります。

1. 警報発表対象地域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
		京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
		山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
		山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
		東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
		大阪市	大阪市
		南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
		泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時

警報解除後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

警報解除時刻	開始講時
6 時 30 分までに解除	1 講時から実施（平常どおり）
10 時 40 分までに解除	3 講時から実施
15 時 55 分までに解除	6 講時から実施
15 時 56 分時点で警報が発表中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

警報解除時刻	開始講時
6 時 30 分までに解除	1 講時（9 時 30 分）から実施（平常どおり）
10 時 00 分までに解除	2 講時（13 時 00 分）から実施
12 時 30 分までに解除	3 講時（15 時 30 分）から実施
12 時 31 分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

- Ⅲ. I、Ⅱにかかわらず、授業・期末試験を行うことが困難もしくは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。
- Ⅳ. I. に定めた路線において計画運休の確定情報が発表された場合、不通となる路線に応じて、授業の休講、期末試験の中止などの措置をとることがあります。
- Ⅴ. 路線の不通や暴風警報・特別警報の発表、荒天・自然災害などにより、平常どおり授業・期末試験を行うことができない時には、大学 HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class 等を利用して、大学や授業担当者から、必要に応じた連絡を行います。
大学 HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class 等をこまめに確認してください。

以上

春学期

17週(102日)

秋学期

18週(108日)

2026年

4月1日(水)	春学期始め・春学期入学式
2日(木)	新入学生履修指導期間
3日(金)	
4日(土)	オンデマンド授業期間
5日(日)	(DO Week)
6日(月)	
7日(火)	
8日(水)	
9日(木)	
10日(金)	
11日(土)	面接授業開始(注1)
28日(火)	春学期学費納入最終日
4月29日(水)	
5月5日(火)	休日
6日(水)	振替休日(授業日)
7月17日(金)	面接授業最終日
18日(土)	期末試験開始
20日(月)	海の日(試験日)
31日(金)	期末試験終了
8月1日(土)	期末試験予備日・夏期休暇開始
1日(土)	
7日(金)	春学期集中講義期間
9月10日(木)	春学期学位論文総合審査日
11日(金)	夏期休暇終了
20日(日)	在学生成績通知(注2)
26日(土)	春学期終り
	春学期学位授与式

9月21日(月)	秋学期始め・秋学期入学式
25日(金)	オンデマンド授業期間
26日(土)	(DO Week)
27日(日)	
28日(月)	
29日(火)	
30日(水)	
10月1日(木)	
2日(金)	面接授業開始
12日(月)	スポーツの日(授業日)
30日(金)	秋学期学費納入最終日
11月3日(火)	文化の日(授業日)
23日(月)	勤労感謝の日(授業日)
26日(木)	
27日(金)	創立記念行事週間(休講)
28日(土)	
29日(日)	創立記念日(休日)
12月25日(金)	キリスト降誕日(休日)・冬期休暇開始

2027年

1月6日(水)	冬期休暇終了
7日(木)	面接授業再開
11日(月)	成人の日(休日)
18日(月)	面接授業最終日
19日(火)	期末試験開始
23日(土)	創立者永眠の日
2月8日(月)	期末試験終了
12日(金)	
18日(木)	秋学期集中講義期間
3月4日(木)	秋学期学位論文総合審査日
9日(火)	在学生成績通知(注3)
20日(土)	
21日(日)	秋学期学位授与式
22日(月)	
31日(水)	秋学期終り

※ 1週分のオンデマンド授業は、各学期の面接授業開始以降、成績評価を終えるまでに配信される。

(注1) 2年次生以上は前年度3月の成績通知日以降、1年次生は入学式以降、この面接授業開始日までに、履修科目登録期間が設定される。

(注2) 成績通知日以降、秋学期の面接授業開始日までに、履修科目登録変更期間が設定される。

(注3) 成績通知日以降、翌年度4月の面接授業開始日までに、履修科目登録期間が設定される。

2026年

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土										
1 2 3 4							1 2							1 2 3 4 5 6							1 2 3 4										
4 月	5	6	7	8	9	10	11	5 月	●	●	●	●	7	8	9	6 月	7	8	9	10	11	12	13	7 月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16		14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23		21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30				24	25	26	27	28	29	30		28	29	30							26	27	28	29	30	31
							31																								

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土										
8 月						1	9 月			1	2	3	4	5	10 月					1	2	3	11 月		1	2	3	4	5	6	7
	2	3	4	5	6	7		8	6	7	8	9	10	11		12	4	5	6	7	8	9		10	11	12	13	14	15	16	
	9	10	11	12	13	14		15	13	14	15	16	17	18		19	11	12	13	14	15	16		17	15	16	17	18	19	20	21
	16	17	18	19	20	21		22	20	21	22	23	24	25		26	18	19	20	21	22	23		24	22	23	24	25	26	27	28
	23	24	25	26	27	28		29	27	28	29	30					25	26	27	28	29	30		31	29	30					
	30	31																													

2027年

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土										
1 2 3 4 5							1 2							1 2 3 4 5 6							1 2 3 4 5 6										
12月	6	7	8	9	10	11	1	3	4	5	6	7	8	9	2	7	8	9	10	11	12	13	3	7	8	9	10	11	12	13	
	13	14	15	16	17	18		19	10	11	12	13	14	15		16	14	15	16	17	18	19		20	14	15	16	17	18	19	20
	20	21	22	23	24	25		26	17	18	19	20	21	22		23	21	22	23	24	25	26		27	21	22	23	24	25	26	27
	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29		30	28									28	29	30	31		
							31																								

●印は「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

	I	II	III	IV	V
授業時間	9:00~10:30	10:45~12:15	13:10~14:40	14:55~16:25	16:40~18:10
	VI	VII			
	18:25~19:55	20:10~21:40			